3　［略］ （記載上の注意） ［1・2　略］ 3　「処理状況」 ［(1)・(2)　略］ (3)　「合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」欄には、合併、株式交換、株式交付又は会社分割により報告月中に移転したものの総数及び処分価額の総額を、移転日ごとに記載すること。 (4)　［略］ 4　［略］	3　［同左］ （記載上の注意） ［1・2　同左］ 3　「処理状況」 ［(1)・(2)　同左］ (3)　「合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式」欄には、合併、株式交換又は会社分割により報告月中に移転したものの総数及び処分価額の総額を、移転日ごとに記載すること。 (4)　［同左］ 4　［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第五条　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章の二　略］ 第四章　連結株主資本等変動計算書 ［第一節・第二節　略］ 第三節　その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条） 第三節の二　株式引受権（第七十四条の二） ［第四節～第七節　略］ ［第五章～第八章　略］ 附則 （定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十　略］ 二十一　自社株式オプション　自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）及び金銭の払込み又は財産の給付を要しないで原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。 ［二十二～六十　略］ （純資産の分類） **第四十二条**　純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。 （株式引受権の表示） **第四十三条の二の二**　株式引受権は、株式引受権の科目をもつて掲記しなければならない。	目次 ［第一章～第三章の二　同上］ 第四章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　その他の包括利益累計額（第七十三条・第七十四条） ［第四節～第七節　同上］ ［第五章～第八章　同上］ 附則 （定義） **第二条**　［同上］ ［一～二十　同上］ 二十一　自社株式オプション　自社の株式を原資産とするコール・オプション（一定の金額の支払により原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。）をいう。 ［二十二～六十　同上］ （純資産の分類） **第四十二条**　純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。 ［条を加える。］